

(コーディネーター)

それでは、作業を再開させていただきます。事業番号 25 番、身体障害者手帳診断料扶助事業につきまして、作業に入りたいと思います。では、事業シートに基づきまして、概要を 5 分程度で簡単に説明をお願いしたいと思います。

(説明者)

事業番号 25 番、身体障害者手帳診断料扶助事業について、ご説明します。32 ページをお開きください。この事業は、昭和 44 年度に大阪府事業として開始された扶助事業を前身としております。平成元年に非課税のみを対象とする補助事業に衣替えされ、現在の制度に至っております。本市では、平成元年度より枚方市身体障害者手帳無料診断制度実施要綱に基づき、直営で実施している事業です。

目的は、身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付の申請のために要した診断料を助成することで、身体障害者の福祉の増進を図ることです。

対象は、身体障害者手帳交付申請のための診断料の請求者です。

事業内容は、身体障害者手帳の交付の申請に要した診断料、大半は診断書料ですが、初診の場合など検査料が含まれることがあります。現状では、申請者の世帯の課税状況に関係なく助成しております。

事業の必要性は、障害福祉制度の利用には手帳取得が要件となるものが多く、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る目的から、事業の継続は必要と考えております。

コスト面では、平成 21 年度決算で総事業費 825 万 7,000 円。これは、人件費を含んでおりますが、うち非課税世帯 413 件分 233 万円は、府補助金を財源としています。人件費を除く事業費は直接経費 743 万 1,000 円で、うち府補助金の 233 万円を差し引いた課税世帯分 510 万 1,000 円。これが一般財源であります。

次のページに参ります。活動実績は、21 年度非課税世帯に対する助成 413 件、課税世帯に対する助成 976 件、合計 1,389 件です。

成果目標は、身体障害者手帳の取得に対する経済的な負担を軽減することにより福祉の増進を図ることとしております。

今後の事業の方向性としましては、市民福祉の増進を図る目的から事業の継続は必要と考えますが、他施策の減免制度などとの整合性を図るためには、収入に応じた助成のあり方を検討する必要があると考えております。

他の自治体では、大阪府下各市において、非課税世帯に対する助成は大阪府の補助金により実施しております。課税、非課税世帯ともに助成を行っている市は、北河内 7 市では本市を含め交野市、四條畷市の 3 市であり、府下の同規模市では高槻市などがあります。吹田市では、本年より非課税世帯のみに助成することになりました。

なお、大阪府からの権限委譲予定事務に身体障害者手帳の交付事務があります。

34 ページの別紙資料には、現在までの経緯、他市の状況を記載しております。身体

障害者手帳の交付を受けることにより、所得税や住民税の控除を受けたり、等級によっては有料道路の割引対象になり、日常生活用具の給付を受けることができるなど、障害者の福祉の増進に役立っております。一方で、診断料扶助について、本市では世帯の課税状況に関わりなく助成をしておりますが、他市の状況からすると、非課税世帯のみの市が増えてきているというのが現状です。以上で説明を終わります。

(コーディネーター)

ありがとうございました。では、少し私の方から確認させていただきたいと思います。

まず、この事業、平成元年から始まった事業ということですね。それまでは、大阪府からの補助金がなかったから行ってなかったということですかね。

(説明者)

それまでは、大阪府が昭和 44 年から身体障害者手帳取得に係る扶助事業として、行っておりました。

(コーディネーター)

府の事業として行っていたものと。

(説明者)

そのとおりです。

(コーディネーター)

それで、今出ているのは非課税に対する助成のみで、課税世帯に対する助成は枚方市さんの上乘せ分ということによろしいですか。

(説明者)

そのとおりです。

(コーディネーター)

例えば、この補助金がなければ身体障害者手帳、取っていない人がいらっしゃるんですかね。

(説明者)

それはないと思いますが、確認できておりません。

(コーディネーター)

申請方法についてお伺いしますが、この手帳の診断料扶助いただくのは、何か特別な申請行為が必要なんですか。

(説明者)

手続きとしましては、まず医療機関で、自分が身体障害者手帳の等級に該当するかどうかということを確認していただいて、それが確認できたら障害福祉室の方に来ていただいて、部位ごとの。

(コーディネーター)

それはわかります。診断書取った後に、この助成を受けるためには、この方は何か手続をしなければいけないんですか。

(説明者)

そのときに、指定されてるお医者さんであれば無料の診断券をお渡しします。そうでない場合には領収書を取っていただいて、後で申請していただくということです。

(コーディネーター)

現物給付の場合と、申請による償還助成があると、そういう意味合いですね。

(説明者)

そうです。

(コーディネーター)

わかりました。そのような事業だそうです。質問のある方お願いします。

(仕分け人)

平成元年に始まったということですが、平成元年に入る前、府の事業だった頃ですね。府がこの事業をした頃は、非課税世帯のみの補助であったんだと思うんですが。

(説明者)

そのときは、府は課税も非課税も両方にやって、それを元年になって非課税のみにするというので衣替えしたために、各市、その当時は大半の市が上乘せしてやるような制度をこしらえてるということです。

(仕分け人)

わかりました。つまり、今まで府が課税世帯も非課税世帯も区別なく身体障害者手帳

を交付するときの診断料を補助していたものが、何らかの改革になって市に移管されてきて、府から下りるお金は非課税世帯の申請のみにしか下りない。それなら片手落ちだから、市が頑張っってその不足分を補完して、全員の身体障害者手帳がもらえるときには収入に関係なく診断料をかからないようにしようというふうな政策で行われた事業が、いままで 22 年間続いているということですね。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

それをどうして今仕分けようと思われたんですか。

(説明者)

平成元年から制度的に変わっていないということと、社会状況の変化もあると思いますし、生活保護の方は生保の方で出るんですけども、非課税の方についてはこういう制度は必要であると考えておりますが、課税の方について必要どうかということを検討する必要があるんじゃないというふうに考えております。

(コーディネーター)

ですから、そんなに大きな問題ではなくて、観点として、身体障害者手帳を申請する際に課税対象となっている、収入を持たれてる方は、もうこの分補助してもらわなくて自分たちで払えるんじゃないかなということを検討してみようかなと思われたということに絞ってもいいですか。

(説明者)

そのとおりです。

(コーディネーター)

ほかに。

(仕分け人)

33 ページの活動実績のところを伺いたいんですが、20 年度が課税世帯、非課税世帯合わせて約 1,500 件、21 年度が 1,400 件に落ちますね。それが 22 年度見込みが 1,800 件と、プラス 30%伸びてるんですが、これはどういった理由があるんでしょうか。

(説明者)

それにつきましては、22 年度から肝機能障害の身体障害者手帳も対象になったということがあったからです。

(仕分け人)

ありがとうございます。身体障害者手帳の交付というのは、大体 1 回もらうと更新とかのときに、また毎年毎年見直すんですか。それとも、どういう手続なんですか。

(説明者)

基本的にはそのとき 1 回だけで、あと、程度が重くなったりした場合はまたするかもしれないですが、当初に診断受けるだけでいけます。

(仕分け人)

戻りますが、肝臓機能について追加されたということですが、具体的にどんな病気に関係されてるのでしょうか。

(説明者)

病名といいますか、肝臓移植をされるような病気の方ですね。そういった方が、22 年度、手帳の新しい区分として加わったということになります。

(仕分け人)

つまり肝硬変が相当進行しているとか、そういうイメージってことですか。

(説明者)

そうですね。

(仕分け人)

そのあたりなんですけど、おそらく診察に行ったら肝機能が悪くてことで、申請をしたいということになりますね。そうしたらその方が窓口に来て、私は申請したいんですけど、じゃあその指定のところで、障害者手帳を発行するために当たっての診断を受けてくださいと、新たに言われるんですか。

(説明者)

医療機関の方に、こういう病名があったということを事前に通知をしておりますので、医療機関の方でこういうような申請をされるように働きかけていただくことはできませんので、手続は障害福祉室の方で行うということです。

(仕分け人)

あくまで当事者が申し込みに行くわけですね。そうすると、自分でこれを障害者の手帳が交付されるはずだと思って行きました、じゃあ検査を受けてくださいということで受けました、ところがだめだった。これは受け入れません。障害者になりませんよと言われた場合の診断料も負担していただけるんですか。

(説明者)

現在は負担しております。

(仕分け人)

ここの診断料なんですが、これはかかったという全額が補てんされるということですか。2,000円から5万円と書いてありますけど。

(説明者)

大体平均して5千円前後が多いんですけど、それは大体診断書料ですね。中には、初診とかでまだ1回もかかってなかった方が医療機関にかかって色んな検査をされた場合、当然費用が入ってきたりして、5万円近くの金額になることがたまにあるということです。

(仕分け人)

ということであれば、5万円かかれば5万円が支給される、そういう形ですね。

(説明者)

そういうことです。

(仕分け人)

だから、上限設定ということが何もないと。そういうことですね。

(説明者)

そうです。

(仕分け人)

これ、受益者負担というんですか、要するに今のこういう制度で見ますと、どなたでももらえるという形になってるんですけども、これ非課税、課税一応分けて書かれてますけども、それぞれの割合というのはいくらになってますか。

(説明者)

21年度で、1,389件のうち非課税が413件。

(仕分け人)

こういうことですので、課税対象者が逆に倍くらい多いということになりますよね。  
この方々、どの程度の所得なのかよくわからないんですけど、そういう調査っていうのはされていないんですか。

(説明者)

課税状況については調査しておりません。すべて対象になってますので。

(仕分け人)

実際、他の地域でもやられてるところもありますし、既に廃止してるところもありますよね。たとえば京都市さんはもともとないですし、あるいは京都府下の福知山市さんとか、舞鶴市さんとか、あの辺は廃止してますよね。廃止したら効果っていうのか、その辺の状況っていうのは調べておられますか。

(説明者)

効果につきましては、調査しておりません。

(仕分け人)

実際いくつかの、上限を持ってやってるところもありますし、既にそういうものもやめて、廃止されたところもありますけれども、今後、今のお考えにありますように、課税・非課税、課税者を対象外にされるというお考えと思うんですけど、実際に非課税者も含めて、廃止されたときの影響とか何かお考えありますか。

(説明者)

基本的には、診断書料の5,000円くらいですので、課税の方であれば支払ができないということはないと思うんです。あと、そういうレアなケースで、課税の方でかかったけれども高額になったというケースはどうするかというようなことは、制度を変更する場合は検討しとかなきゃいけないと思います。

(仕分け人)

ということになると、ほとんどなくても対応できるんじゃないだろうかという、そういうことですか。

(説明者)

そのように考えております。

(コーディネーター)

私の勘違いだったと思うんですけど。あくまで診断書に係る費用じゃなくて、診断に係る医療費まで含めて対象になってくるということによろしいですか。

(説明者)

現在は、そういう大半の医療機関は、そこにかかっておられたら診断書料だけ請求されてくるところが大半なんですけども、中には、初診とかで全くかかっておられなかった方がこの診断を受けるために行かれた場合、検査料なんかも含まれて来られた方が若干ありました。

(コーディネーター)

手帳の方を受けるのは、指定の医療機関でなければ診断書が書けないですね。

(説明者)

指定医のおられる。

(コーディネーター)

指定医ですね、そこにかかってない方が診断書を取るためには、そこに新しくかかるから初診料がかかって、それも含めた中で診断料という形で交付されるということですね。

(説明者)

現状ではそういうことです。

(コーディネーター)

もともと医療機関にかかった人は診断書料しかいただけない、そういう仕組みになっちゃってるということですね。

(説明者)

請求は診断書料だけが多いですね。

(コーディネーター)

なるほど。ということだそうです。

(仕分け人)

このシートの中の説明の中で、目的の中で、私は福祉の増進というところにこだわっているんですけど。診断料金の助成は、福祉の増進となっておりません。これ、経済援助につながってませんか。

(説明者)

そういう経済援助の側面もあるというように考えております。

(仕分け人)

これを見たら、そういうことも言えると思うんですね。もう1点、枚方市の医療機関の平均的な診断料っていうのは、大体いくらくらいですか。

(説明者)

最も多いのは、5,000円前後が多いですね。

(仕分け人)

もう1点、事業の必要性で、福祉の増進を図ると。この福祉の増進の意味をちょっと教えていただきたい。

(説明者)

身体障害者手帳を取ることによりまして、例えば等級により有料道路の割引を受けたり、日常生活用具の給付を受けたり、そういった対象になるということがありますので、そういった面で福祉の増進につながるというふうに考えております。

(仕分け人)

もう1件よろしいですか。手帳を取得して、福祉の増進にどのような関連、成果があったかということをお教えいただけますか。

(説明者)

今申し上げたような、いわゆる所得税とか住民税の対象になるとか、そういった割引、減免、そういったことが受けれるよう環境が整うことがありますので、そういったことで福祉増進にはつながるのではないかと考えております。

(コーディネーター)

いかがでしょうか。大体議論も尽くしたかなという感じがしますので、よろしければ評価シートに記入をお願いしようと思います。

(仕分け人)

ちょっと確認なんですけど、この府から出てる補助金も、同じように初診の部分も含んでいただいているもんなんですか。

(説明者)

そういうことです。

(仕分け人)

わかりました。

(コーディネーター)

それでは、ご意見そろそろまとまったと思いますので、事業番号 25 番、身体障害者手帳診断料扶助事業につきまして、この班の決を採りたいと思います。

扶助事業ですので、民間というのはあんまり考えにくいかなと思いますので、民間というのではないかもしれません。それでは挙手をお願いします。

この事業について、1 番不要(1 人)、2 番 民間(0 人)、2 番 国・府・広域(0 人)、3 番枚方市・要改善(3 人)、4 番枚方市・現行通(2 人)。

じゃあ、班の結論としましては枚方市・要改善とさせていただきたいと思います。では要改善で、内野さん

(仕分け人)

問題意識は、おそらく説明者の方から提出されております、課税世帯の扶助につきまして取りやめるとのことだと思えます。まあ診断料の 5,000 円がいいかどうかとか、いくつかこの場での議論も出てきておりますので、それも含めてご検討いただければと思います。

(コーディネーター)

じゃあ、現行通りで加藤さん、お願いいたします。

(仕分け人)

私も課税所帯を対象から外すというのがいいのかなとは思いますが、実際は、身障者手帳は私の父親も持ってるんですけど、他市で取得をいたしまして、そのときはお金を払いました。すぐにこちらへ引き取りましたので、引き取ってから申請すればよかったなと今思いますけれども。私は、確かにざっと計算しても、今年課税所帯に交付されるお金は 500 万円くらいかなと思うんです。この 500 万円というのは、ちりも積も

ればと言いますけど、削ればいいのかと思いますけども、もう少し優先順位的に削るのは後かなというふうに思ったので、ひょっとして課税所帯にこの助成があるのが全国の都道府県市町村の中で枚方市が最後になったらちょっとどこかで威張ってやろうかなと思うぐらいの、そういう軽い気持ちでありますので、現状維持していただきたいなと思っております。

(仕分け人)

私は課税、非課税の議論はこの場合は必要ないと個人的には思います。受益者負担という発想は、そもそも身体に障害があることが受益なのか、ということが言えると思います。誰も望んで身体障害を持つ人はおそらくいないと思いますので、この場合、受益という言葉を使う必要ないと思います。課税だろうと非課税だろうと差別なく、無償で全く問題ないとは私は思います。

(仕分け人)

今の点ちょっと疑問がありまして、障害者手帳受け取ることによって、所得税、住民税の控除を受けたり、日常生活用具の給付、有料道路の割引なんかもあるというふうでございまして、これ、一つの手続コストの部分なんです。これをどの範囲まで面倒見るかというのは、別の議論になるのではと思っております。

(仕分け人)

障害のある方がそういうベネフィットを受けるのは、障害があるということに付随するわけで、身体が健常者の方には全く必要ないものですから、そういう政治的な判断といたしますか、それは住民の皆さんがお決めになることですが、そういうのをベネフィット、受益と言うべきかどうか、私は言うべきでないと思います。

(コーディネーター)

不要ということで、少数意見、お願いします。

(仕分け人)

私の場合、この事業につきましては、先ほどちょっとお話ありましたように、ある部分、経済保障みたいな部分もあるのではないのかなという部分と、先ほど説明者の方がおっしゃいましたように、廃止してもそれほど影響がないのではないかと、そういうふうなことから考えると、また、個々の自治体の流れを見ても、やはり廃止というところを持ってきていますので、段階的にそういうことを考えていく必要もあるんじゃないかなということで、不要にしました。

(コーディネーター)

ありがとうございます。では、この班の結論といたしましては枚方市・要改善ということになります。

今議論に色々あったわけですが、まず、福祉の増進というのは大きな目的として掲げてますんで、それを実現するための手段として、この扶助料というのも当然あるわけです。ただ、財源というのも限られてくるわけですから、一番有効な手段というのが果たして何なのか、それが全体にいきわたるべきなのか、特定の人にやるべきなのか、そういう判断というのが、やはり市の福祉政策をする中で一番重要なことになってくると思います。ですので、今議論の中で非課税、課税という議論もありましたけど、本当に適切な福祉の増進をするためにはどういう手段がいいのかというのを、きっちり、まず市の方で見極めていただいて、適切な手段を選んでいただく。それが、今回の要改善という意見であったと思います。

不要という意見もありましたけど、それも質的にはたぶん同じ内容だと思しますので、今回の議論を踏まえまして、是非いい福祉の増進ということで進めていただければと思います。それでは、事業番号 25 番、身体障害者手帳診断料扶助事業は、これをもって終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。